

見積書提出依頼

令和8年3月3日(火)13:30

件名	令和8年度沖縄総合事務局車検・定期点検整備単価契約(沖縄本島中南部地区)について
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期限	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 成底
	○郵送、または、沖縄総合事務局HP【オープンカウンタ見積書提出先】(https://www.ogb.go.jp/soumu/mail_form/kaikei-futan-form)からご連絡ください。見積書提出用のメールアドレスをお知らせいたしますので、メールに返信するかたちで見積書をご提出ください。 ○FAXでの提出はできません。 ○下記提出期限までに必着とし、問い合わせ先へ受領確認を行ってください。
見積書提出期限	令和8年3月10日(火)13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 成底
	TEL:098-866-0031(内線)81341
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 用度係 津嘉山
	TEL:098-866-0031(内線)81328
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	<p>※ 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件といたします。</p> <p>(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。</p> <p>(2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添1)に誓約したものとします。</p> <p>(3) 見積書は、様式(別添2)に単価(税込)を全ての欄に記入の上、ご提出願います。ただし、下記について御留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none">提出日及び件名を記載する。宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。見積単価は、消費税額(10%)を乗じた金額を記載すること。なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 <p>(4) 契約金額が100万円以上の場合は請書、250万円を超える場合は契約書を交わしますのでご留意ください。</p> <p>(5) 支払いは毎月精算払いとし、適法な請求書を受領した日から40日以内の支払いとします。</p> <p>(6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者まで連絡してください。</p>

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

見積書

令和 年 月 日

沖縄総合事務局 総務部長 様

住所
社名
役職 代表者名
担当者
連絡先

件名: 令和8年度沖縄総合事務局車検・定期点検整備単価契約(沖縄本島中南部地区)

車検等整備項目一覧

1. 継続検査(2年車検)

No.	項目	予定数量	単位	単価(税込)	小計	備考
1	基本点検技術料	8	回		0	
2	保安確認検査料	8	回		0	
3	検査代行手数料	8	回		0	
4	引取納車費用	8	往復		0	発注者で車両持込の場合は請求対象外
5	ショートパーツ	8	回		0	
6	産業廃棄処理料	8	回		0	
					0	

2. 継続検査(1年車検)

No.	項目	予定数量	単位	単価(税込)	小計	備考
1	基本点検技術料	12	回		0	
2	保安確認検査料	12	回		0	
3	検査代行手数料	12	回		0	
4	引取納車費用	9	往復		0	発注者で車両持込の場合は請求対象外
5	ショートパーツ	12	回		0	
6	産業廃棄処理料	12	回		0	
					0	

3. 定期点検整備(12ヶ月)

No.	項目	予定数量	単位	単価(税込)	小計	備考
1	基本点検技術料	8	回		0	
2	引取納車費用	8	往復		0	発注者で車両持込の場合は請求対象外
3	ショートパーツ	8	回		0	
4	産業廃棄処理料	8	回		0	
					0	

4. 定期点検整備(6ヶ月)

No.	項目	予定数量	単位	単価(税込)	小計	備考
1	基本点検技術料	14	回		0	
2	引取納車費用	11	往復		0	発注者で車両持込の場合は請求対象外
3	ショートパーツ	14	回		0	
4	産業廃棄処理料	14	回		0	
					0	

5. 法定費用等

No.	項目	予定数量	単位	単価	金額	備考
1	自動車重量税	20	台	法定税額	—	
2	自賠責保険料	20	台	法定税額	—	
					—	

合計 0

令和 8 年度沖縄総合事務局車検・定期点検整備単価契約
(沖縄本島中南部地区)
仕 様 書

第 1 条 適 用

この仕様書は、沖縄総合事務局総務部が発注する「令和 8 年度沖縄総合事務局車検・定期点検整備単価契約（沖縄本島中南部地区）」（以下「本契約」という。）に適用するもので契約書及びその他の関係法令に定めるもののほかこの仕様書によるものとする。

2 本契約でいう自動車とは、道路交通法第 3 条に規定する車両である。

第 2 条 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

第 3 条 車検等の範囲

車検・定期点検整備（以下「車検等」という。）の範囲は、沖縄総合事務局が保有する自動車に係る「継続検査」及び「定期点検整備」並びにこれらに付随して必要となる消耗部品の交換等を含むものとする。

2 「継続検査」とは、道路運送車両法第 6 2 条に定める継続検査とする。

3 「定期点検整備」とは、同法第 4 8 条に定める定期点検整備（同法 4 9 条に定める定期点検整備記録簿の記載を含む。）とする。

4 車検等の対象車両及び整備計画は、「対象車両及び車両整備計画表（別紙－1）」（以下「整備計画表」という。）保有車両及び点検項目一覧は、「保有車両及び点検項目一覧（沖縄本島中南部地区）予定（別紙－2）」のとおりとし、車検等の内容は「車検等整備項目一覧（沖縄本島中南部地区）（別紙－3）」（以下「整備項目一覧」という。）によるものとする。

第 4 条 交換部品

消耗品等の部品交換が必要な場合（交換しなければ車検に通らない等、直ちに車の走行に支障を来たす場合に限る）に使用する部品は、メーカー純正品またはその同等品を原則とする。また、環境物品等の調達推進について配慮するものとする。

第 5 条 車検等の実施

監督職員及び請負者は、整備計画表に基づき、各車両の法定満了 1 ヶ月前より、車検等の実施時期を調整するものとする。

2 請負者は、監督職員が発行する「車検等（変更）指示書（様式－1）」（以下「指示書」という。）により車検等を実施するものとする。

3 前項の指示書に基づくもののほか、当該車両の安全及び機能を維持する上で必要となる点検整備等を行わなければならない。

4 発注者において緊急を要する場合は、電話等の口頭指示により発注ができるものとし、発注者は口頭指示後、速やかに指示書を発行するものとする。

第 6 条 整備内容の変更

請負者は、前条第 3 項又はその他の理由により整備内容を変更する必要があると認められる

場合は「整備内容変更協議書（様式－２）」により監督職員と協議するものとする。

- 2 監督職員は、前項による内容を検討し、変更の要否について請負者に指示するものとする。
- 3 前２項の協議の結果、本契約外の費用が発生する場合は、監督職員と協議のうえその額を決定するものとする。この場合、請負者は、整備に要する工賃及び部品代金に関する資料等を監督職員へ提示し、協議を行うものとする。

第 7 条 分解検査の立会

監督職員は、分解検査に立会をする場合は、指示書にその旨を明示するものとする。

- 2 前項の場合、請負者はあらかじめ実施日を監督職員に連絡し、監督職員の立会のうえ分解検査を行うものとする。

第 8 条 保険料等

継続検査に必要な自動車重量税の納付及び自動車損害賠償責任保険の加入手続きは請負者にて行うものとする。

第 9 条 車両の保管

請負者は、引渡しを受けた車両について、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

第 10 条 車検等の完了

請負者は、車検等が完了したときは「車検等完了届（様式－３）」に第 1 号若しくは第 2 号に掲げる書類を添付のうえ監督職員へ提出するものとする。

- (1) 継続検査を完了した場合
 - イ) 自動車検査証
 - ロ) 点検済検査標章
 - ハ) 自動車重量税納付証明書
 - ニ) 自動車損害賠償責任保険加入証明書
- (2) 定期点検整備を完了した場合
 - イ) 定期点検整備記録簿
 - ロ) 点検済検査標章

第 11 条 検査

請負者は、前条の完了届等の提出後、検査職員の検査を受けるものとする。

第 12 条 瑕疵の補修

請負者は、車両納入後 6 ヶ月以内に発見された瑕疵について発注者から請求があった場合は、かしの補修をしなければならない。

第 13 条 部分使用

発注者は、車検等が完了した車両について、第 11 条の検査前においても、請負者の承諾を得て使用することができる。この場合、発注者はその車両を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

第 14 条 一括再委託等の禁止

請負者は、車検等の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 請負者は、車検等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、

発注者の承諾を得なければならない。

- 3 発注者は、請負者に対して、車検等の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第 15 条 車両保管場所及び台数

車検等対象車両の保管場所及び台数は、次のとおりとする。

	事務所名等	車両保管場所	台数	備考
1	沖縄総合事務局本局	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館	1 6	総務部 3、 農水部 1 3
2	那覇農林水産センター	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館	5	
3	土地改良総合事務所	豊見城市字伊良波 622	5	
4	陸運事務所	浦添市字港川 512-4	2	
	計		2 8	

また、別途車両交換購入に係る「新車」の定期点検についても、本単価契約の対象とする。

第 16 条 実施条件

本業務を実施するにあたって、【別添】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあつては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであれば BCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業員で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

第 17 条 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

第 18 条 その他

本仕様書について疑義が生じた場合、発注者と受注者において協議のうえ決定するものとする。

車検等（変更）指示書

令和 年 月 日

（請負者） _____ 殿

監督職員 ○○○○事務所
官職
氏名

令和 年 月 日付け契約締結した令和8年度沖縄総合事務局車検・定期点検整備単価契約（沖縄本島中南部地区）に基づき下記の物件について整備（変更）を指示する。

記

メーカー		車種	
車両番号		車台番号	
受渡し場所		引渡し予定日	
整備内容			備考
例) ・12ヶ月定期点検 一式			

整備内容変更協議書

令和 年 月 日

監督職員

〇〇〇〇事務所

殿

請負者

令和 年 月 日付け車検等(変更)指示書により受けた下記車両の点検整備について、
分解点検の結果下記のとおり整備(不具合)箇所が発見されたので報告する。

また、下記内容について本点検整備にて実施してよいか協議する。

記

メーカー	車種	車台番号	点検整備項目

上記整備(不具合)について確認する。また、変更点検整備を指示する。

令和 年 月 日

〇〇〇〇事務所

監督職員 官職 氏名 _____

上記整備(不具合)について下記理由により、本点検整備においては実施しない事とする。

令和 年 月 日

〇〇〇〇事務所

監督職員 官職 氏名 _____

車検等完了届

令和 年 月 日

監督職員 ○○○○事務所

官職

氏名 _____ 殿

請負者

令和 年 月 日付け契約締結した令和8年度沖縄総合事務局車検・定期点検整備単価契約（沖縄本島中南部地区）に基づき令和 年 月 日付け車検等（変更）指示のあった下記物件について整備が完了したので納入する。

記

1. メーカー :
2. 車 種 :
3. 車両番号 :
4. 車台番号 :
5. 納入場所 :
6. 整備内容 :
7. 請求金額 :
(金額詳細については別紙内訳書のとおり)
※内訳書の様式は任意

令和8年度 保有車両及び点検項目一覧（沖縄本島中南部地区） 予定

No.	部名等	所管	会計	分類名	メーカー・車種	型式	排気量	燃料区分	種別・用途	車両番号	初年度登録	次期車検日	R8車検・点検時期 (該当月の上旬、中旬、下旬)				備考	令和8年4月1日現在													
													車検整備					定期点検				備考									
													共通部品等					共通部品等				共通部品等									
													基本点検技術料	保安確認検査料	検査代行手数料	引取納車費用		自賠責保険料	自動車重量税	シヨートパーツ(用度入力)	産業廃棄処理料(用度入力)	基本点検技術料	引取納車費用	シヨートパーツ(用度入力)	産業廃棄処理料(用度入力)						
単位	回	回	回	往復	円	円	回	往復	回	往復	回	往復	回	往復																	
1	総務部 (庁舎管理)	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	トヨタ・プリウス	DAA-ZVW50	1790 cc	ハイブリッド	普通乗用	沖縄330せ4831	H29.12.26	R8.12.25	12下						1	1	1	1	9,960	15,000	1	1					H29年12月購入
2	総務部 (庁舎管理)	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	トヨタ・プリウス	DAA-ZVW50	1790cc	ハイブリッド	普通乗用	沖縄330す4832	H29.12.26	R8.12.25	12下						1	1	1	1	9,960	15,000	1	1					H29年12月購入
3	総務部 (庁舎管理)	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	トヨタ・クラウン	6AA-AZSH20	2480cc	ハイブリッド	普通乗用	沖縄300む4267	H30.10.15	R7.10.14				10中									1	1	1	1			H30年10月購入
4	農林水産部 (農政課)	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	トヨタ・プロボックス	6AE-NHP160V	1490cc	ハイブリッド	小型貨物	沖縄400な5520	R7.11.10	R9.11.9				11上	4下								2	2	2	2			R7.11.20 交換購入
5	農林水産部 (農村振興課)	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	ニッサン・セレナ	6AA-GC28	1400cc	ガソリン	小型乗用	沖縄502そ1560	R6.12.5	R9.12.4				12上									1	1	1	1			R6.12 交換購入
6	農林水産部 (農村振興課)	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	マツダ・CX-3	LDA-DK5FW	1490cc	軽油	普通乗用	沖縄300ほ6506	H28.4.26	R9.4.25				4下									1	1	1	1			
7	農林水産部 (農村振興課)	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	トヨタ・カローラ フィールダー	DBA-NZE161G	1490cc	ガソリン	小型乗用	沖縄501ぬ1585	H25.7.22	R8.7.21	7下						1	1	1	1	9,960	34,200	1	1					
8	農林水産部 (農村振興課)	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	トヨタ・シエンタ	6AA-NHP170G	1490cc	ガソリン	小型乗用	沖縄501ら7873	R4.2.25	R9.2.24	2下						1	1	1	1	9,960	15,000	1	1					
9	農林水産部 (畜産振興室)	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	トヨタ・ヴォクシー	DAA-ZWR80G	1790cc	ハイブリッド	小型乗用	沖縄501み5944	H30.9.20	R9.9.19				9中									1	1	1	1			H30.9交換購入
10	農林水産部 (経営課)	農水省	一般	農林水産本省庁用品	ニッサン・AD	DBF-VY12	1490cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400て709	H28.7.12	R8.7.11	7上				1上		1	1	1	1	8,190	5,000	1	1	1	1	1	1	
11	農林水産部 (生産振興課)	農水省	一般	農林水産本省庁用品	トヨタ・サクシード	DBE-NCP160V	1490cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400と1709	R2.3.10	R9.3.9	3上				9上		1	1	1	1	8,190	6,600	1	1	1	1	1	1	R2.3月交換購入
12	農林水産部 (統計調査課)	農水省	一般	農林水産本省庁用品	トヨタ・プロボックス	5BE-NCP160V	1490cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400な2202	R6.5.14	R8.5.13	5中				11中		1	1	1	1	8,190	5,000	1	1	1	1	1	1	R6.5 交換購入
13	農林水産部 (消費安全課)	農水省	一般	農林水産本省庁用品	ニッサン・AD	DBF-VY12	1490cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400つ9655	H28.3.22	R9.3.21	3中				9中		1	1	1	1	8,190	5,000	1	1	1	1	1	1	R5.9月統計調査課から管理換
14	農林水産部 (消費安全課)	農水省	一般	農林水産本省庁用品	ニッサン・AD	DBF-VZNY12	1590cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400ち3036	H21.11.27	R8.12.1	11下				5下		1	1	1	1	8,190	8,200	1	1	1	1	1	1	R1.11 那覇センターから管理換
15	農林水産部 (消費安全課)	農水省	一般	農林水産本省庁用品	ニッサン・AD	DBF-VY12	1490cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400て652	H28.7.5	R8.7.4	7上				1上		1	1	1	1	8,190	5,000	1	1	1	1	1	1	R6.7 那覇センターから管理換
16	農林水産部 (食料産業課)	農水省	一般	農林水産本省庁用品	ニッサン・AD	DBE-VAY12	1240cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400た9603	H20.9.30	R8.9.29	9中				3中		1	1	1	1	8,190	8,200	1	1	1	1	1	1	
17	那覇センター	農水省	一般	農林水産本省庁用品	ニッサン・AD	DBF-VY12	1490cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400と822	R1.11.13	R8.11.12	11上				5上		1	1	1	1	8,190	5,000	1	1	1	1	1	1	R1.11交換購入
18	那覇センター	農水省	一般	農林水産本省庁用品	トヨタ・プロボックス	6AE-NHP160V	1490cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400と3067	R2.8.19	R8.8.18	8上				2上		1	1	1	1	8,190	5,000	1	1	1	1	1	1	R2. 8交換購入
19	那覇センター	農水省	一般	農林水産本省庁用品	ニッサン・AD	5BF-VY12	1490cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400な3708	R7.1.23	R9.1.22	1中				7中		1	1	1	1	8,190	5,000	1	1	1	1	1	1	R7.1 交換購入
20	那覇センター	農水省	一般	農林水産本省庁用品	ニッサン・AD	5BF-VY12	1490cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400な3709	R7.1.23	R9.1.22	1中				7中		1	1	1	1	8,190	5,000	1	1	1	1	1	1	R7.1 交換購入

21	那覇センター	農水省	一般	農林水産本省庁用品	ニッサン・AD	5BF-VY12	1490cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400と5977	R3.8.26	R8.8.25		8中		2中				1	1	1	1	8,190	5,000	1	1	1	1	1	1	R3.8 交換購入
22	土地総	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	ニッサン・セレナ	DAA-GC27	1990cc	ハイブリッド	小型乗用	沖縄501め283	R1.8.6	R8.8.5	7下							1	1	1	1	9,960	20,000	1	1					
23	土地総	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	トヨタ・プリウス	6AA-ZVW51	1797cc	ハイブリッド	普通乗用	沖縄300も9110	R2.11.19	R9.11.16			11中												1	1	1	1	R2.11 交換購入	
24	土地総	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	トヨタ・サクシード	DBE-NCP160V	1490cc	ガソリン	小型貨物	沖縄400て5363	H30.2.1	R9.1.31		1中		7下				1	1	1	1	8,190	5,000	1	1	1	1	1	1	
25	土地総	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	ニッサン・エクストレイル	6AA-T33	1500cc	ハイブリッド	普通乗用	沖縄301さ5144	R6.11.27	R9.11.26			1中												1	1	1	1	R6.12 交換購入	
26	土地総	内閣府	一般	沖縄総合事務局庁用品	トヨタ・カローラフィールダー	6AA-NKE165G	1496cc	ガソリン	小型乗用	沖縄500せ2567	R6.3.22	R9.3.21	3中							1	1	1	1	11,120	15,000	1	1					R6.3 交換購入
27	陸運事	国交省	安全特会	業務用品	ホンダ・フリード	6AA-GT5	1490cc	ガソリン	小型乗用	沖縄502そ2053	R6.12.19	R9.12.18			12中												1	1	1	1	R6.12 交換購入	
28	陸運事	国交省	安全特会	業務用品	トヨタ・シエンタ	6AA-NHP170G	1496cc	ガソリン	小型乗用	沖縄501ら6069	R3.12.24	R8.12.23	12中							1	1	1	1	9,960	15,000	1	1					R3 交換購入
													計	8	12	8	14	車検集計 →	20	20	20	17	177,350	202,200	20	20	22	19	22	22		
														20		22		点検集計 →	22		19		379,550		22	22						
																	部品交換計 →				42	42										

車検等整備項目一覧(沖縄本島中南部地区)

車検等整備項目一覧

1. 継続検査(2年車検)

No.	項目	予定数量	単位	備考
1	基本点検技術料	8	回	
2	保安確認検査料	8	回	
3	検査代行手数料	8	回	
4	引取納車費用	8	往復	発注者で車両持込の場合は請求対象外
5	ショートパーツ	8	回	
6	産業廃棄処理料	8	回	

2. 継続検査(1年車検)

No.	項目	予定数量	単位	備考
1	基本点検技術料	12	回	
2	保安確認検査料	12	回	
3	検査代行手数料	12	回	
4	引取納車費用	9	往復	発注者で車両持込の場合は請求対象外
5	ショートパーツ	12	回	
6	産業廃棄処理料	12	回	

3. 定期点検整備(12ヶ月)

No.	項目	予定数量	単位	備考
1	基本点検技術料	8	回	
2	引取納車費用	8	往復	発注者で車両持込の場合は請求対象外
3	ショートパーツ	8	回	
4	産業廃棄処理料	8	回	

4. 定期点検整備(6ヶ月)

No.	項目	予定数量	単位	備考
1	基本点検技術料	14	回	
2	引取納車費用	11	往復	発注者で車両持込の場合は請求対象外
3	ショートパーツ	14	回	
4	産業廃棄処理料	14	回	

5. 法定費用等

No.	項目	予定数量	単位	備考
1	自動車重量税	20	台	
2	自賠償保険料	20	台	

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。